

答申第 843 号

情 公 第 1923 号

令和 8 年 9 月 10 日

神奈川県知事

黒岩 祐治 様

神奈川県情報公開審査会

会長 田村 達久

行政文書一部公開処分に関する審査請求について（答申）

令和 7 年 8 月 14 日付けで諮問された多頭飼育に関する文書一部非公開の件
（諮問第 926 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関である神奈川県知事は、令和 7 年 7 月 1 日付け行政文書一部公開決定における非公開情報のうち、別表 2 の「公開すべき情報」欄に掲げる情報を公開するとともに、別表 3 の「改めて諾否の決定をすべき情報」欄に掲げる情報について、改めて諾否の決定をすべきである。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 4 条の規定に基づき、令和 7 年 6 月 11 日付けで、神奈川県知事（以下「実施機関」という。）に対して、別表 1 の「公開請求に係る行政文書の内容」欄に掲げるとおり、行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、実施機関は、令和 7 年 6 月 20 日付けで、条例第 10 条第 4 項の規定に基づき、本件請求に対する諾否の決定期間を延長した上、令和 7 年 7 月 1 日付けで、別表 1 の項番 1 及び 2 の「特定した行政文書」欄に掲げる各行政文書（以下項番 1 に掲げるものを「対象文書①」、項番 2 に掲げるものを「対象文書②」という。）を特定し、同表の「処分内容」欄に掲げるとおり、行政文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、令和 7 年 7 月 10 日付けで、行政不服審査法第 2 条の規定に基づき、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

3 審査請求人の主張要旨

- (1) 請求した文書のほぼすべてが非公開であり、内容を知ることができない。
個人情報など保護すべき最低限の情報以外は公開が原則であるから、個人情報部分以外は公開すべきである。
- (2) 実施機関の説明によれば、別表 1 の項番 3 の「処分内容」欄に掲げる処分の非公開理由は、対象となる文書を事案が解決してから 1 年で処分していることによる保存期間満了での文書不存在とのことであるが、今後増加する多頭飼養の崩壊に係る実際の対応記録は、行政内のみでなく、県民にとっても貴重な記録であり、行政文書としてのメモ書きと同等な扱いで処

分されていることは大変不適切であり、県民の知る権利を大きく侵害していると考える。文書が破棄されて不存在であることの不当性を訴え、保存期間についての見直しを要求したいとの考えから、弁明書に反論する。

- (3) 対象文書①の1面について、個人の飼養動物の情報は財産の情報にあたり条例第5条第1号に該当するため非公開との弁明であるが、そもそも多頭飼養の崩壊に係る調査記録であり、一律に非公開とするのは条例第5条第1号の不当な拡大解釈であると考ええる。

対象文書①の1面について、「経緯」における個人名や日時、場所等の情報の条例第5条第1号及び第5号該当による非公開処分は納得できるが、飼養状況や飼養環境、さらに非公開部分に調査指導の内容があるのであればその指導内容など、実施機関の担当が多頭飼養の崩壊現場で何をどのように判断し、どのように業務を行ったかの記録までを条例第5条第1号に該当するとした判断は不当で、行政の透明性を著しく欠くものであり、到底納得できず反論するものである。

対象文書①の2面（引取り実施）についても、条例第5条第1号及び第5号を根拠として非公開処分としたと弁明書にあるが、飼養頭数やその飼養状況、飼養環境が「個人情報」であるとの認識は誤認であると考ええる。また、非公開とされた「実施機関が誰に対して何をした」かの情報こそが、まさにこの調査記録が行政文書として価値をなす根幹であり、その業務内容が公開されないのは行政の透明性の確保を阻害し、今後も増加する多頭飼養の崩壊の予防、早期発見、解決のための公民連携を阻害すると考え反論する。

対象文書②について、この記録票は〇×式のチェックシートであり、飼養状況や飼い主等の生活環境などを客観的に評価する記録であることから、これも条例第5条第1号を理由とした非公開は、条例の拡大解釈であると考え反論する。

本事例は、特定公益財団法人の特定事業により避妊去勢が行われ解決に至った事例であり、特定市が特定公益財団法人に提出した報告書の内容がホームページで公開されている。実施機関は条例第5条第1号の判断において、条例第2条第3項への抵触を理由に弁明をしているが、このような

特定市と特定公益財団法人が協働した事例として公開されているものまで非公開とするのは、条例解釈の濫用であると言わざるを得ない。以上の理由により反論する。

4 実施機関（担当：健康医療局小田原保健福祉事務所）の説明要旨

- (1) 別表１の項番３の「処分内容」欄に掲げる処分をした理由は、保存期間満了による文書不存在のためである。
- (2) 別表１の項番１及び２の「処分内容」欄に掲げる処分をした理由は、条例第５条第１号に定める特定の個人が識別され、若しくは公開することにより個人の権利利益を害するおそれ及び条例第５条第５号に定める監督指導事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるためである。
- (3) 条例第２条第３項において「個人の秘密、個人の私生活その他の他人に知られたくない個人に関する情報がみだりに公にされないように最大限の配慮をしなければならない」と規定している。

令和６年度に特定市特定地区で発生した多頭飼養事例については、インターネット上に詳細なレポート情報が掲載されるなど、公開情報が、その他の情報と結び付けられ、飼い主個人の特定につながるおそれが排除できない。全てのインターネット情報等を把握することはできず、本件同種の事案を公開することは条例第２条に抵触するおそれが高いため、個人に関する情報は幅広く捉えるべきと考えた。

5 審査会の判断理由

(1) 対象文書①について

対象文書①は、特定年度に特定市内で発生した多頭飼養事案（以下「本件事案」という。）について、実施機関が行った調査（以下「本件調査」という。）の結果が記録された書面であると認められる。実施機関は、当該書面に含まれる情報の一部について、条例第５条第１号本文、同条第５号ア又はこれらの双方の規定に該当することを理由に本件処分を行っていることから、以下、その妥当性を検討する。

ア 条例第５条第１号本文に該当すると判断された情報について

(ア) 標記情報は、本件調査の経緯及び本件事案の対応状況が本件調査対象者の氏名及び住所と一体となって記録された情報であるため、全体として条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報（個人識別情報）であると認められる。

もつとも、当該情報のうち、①別表2の項番1の「公開すべき情報」欄に掲げる情報（以下「職員氏名情報」という。）は、本件調査を行った実施機関の職員の氏名であり、条例第5条第1号ただし書イに規定する「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当し、また、②別表2の項番2の「公開すべき情報」欄に掲げる情報（以下「職員対応情報」という。）は、本件調査における特定日ごとの実施機関職員の対応記録であり、条例第5条第1号ただし書ウに規定する公務員の職務遂行情報に該当する。

よって、職員氏名情報及び職員対応情報は例外的に公開対象となる。

(イ) 次に、標記情報のうち、職員氏名情報及び職員対応情報を除く情報の部分公開義務（条例第6条）の有無について検討すると、①当該情報のうち、本件調査対象者の氏名及び住所並びに特定調査者の氏名及び職は同条第2項に規定する「特定の個人が識別され、又は識別され得ることとなる記述等の部分」として部分公開の対象外となり、②その余の情報も、本件調査対象者の居住室内の状況や動物の飼養状況などに関わる情報と認められるため、同項に規定する「公開しても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるとき」には該当しない。

よって、標記情報のうち、職員氏名情報及び職員対応情報を除く情報については実施機関に部分公開義務はない。

(ウ) 以上のことから、実施機関は、標記情報のうち職員氏名情報及び職員対応情報を公開すべきである。

イ 条例第5条第5号アに該当すると判断された情報について

当審査会が確認したところ、標記情報は、①本件調査における実施機関職員の特定日ごとの対応記録、②特定市との調整に関する情報、③県他機関との調整に関する情報及び④本件事案に対する実施機関の今後の対応方針であると認められる。

この点、当審査会が実施機関に対し、これらの情報を条例第5条第5号アに規定する情報と判断した理由を改めて確認したところ、いずれの説明内容も条例第5条第5号ア該当性を認めるに足りるものではなかったものの、②及び④の情報については、当審査会が見分する限りにおいて、非公開情報該当性を完全には否定できない情報と認められた。

よって、実施機関は①及び③の情報（別表2の項番3の「公開すべき情報」欄に掲げる情報）は公開すべきであるが、②及び④の情報（別表3の「改めて諾否の決定をすべき情報」欄に掲げる情報）については、非公開情報該当性を精査し、改めて諾否の決定を行うべきである。

ウ 条例第5条第1号及び同条第5号アの双方に該当すると判断された情報について

当審査会が確認したところ、標記情報は、特定日時に実施機関が特定個人に対応した記録であると認められる。

当該情報には特定個人の氏名が含まれていることから、当該情報は全体として条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報（個人識別情報）と認められるものの、氏名以外の情報はこれを公開しても個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められないため、条例第6条の規定に基づく部分公開の対象となり、また、当該情報は条例第5条第5号アに該当する情報とも認め難い。

よって、実施機関は当該情報（別表2の項番4の「公開すべき情報」欄に掲げる情報）を公開すべきである。

(2) 対象文書②について

対象文書②は、本件調査に関して作成された「現地調査記録票」と題する書面であり、本件調査の調査日時、調査者、対応者及び本件調査対象者の生活環境等が所定のチェック項目に該当するか否かを確認した結果が表形式で記載されている。実施機関は、当該書面に含まれる情報の一部について、条例第5条第1号本文又は同条第5号アに該当することを理由に本件処分を行っていることから、以下、その妥当性を検討する。

ア 条例第5条第1号本文に該当すると判断された情報について

(ア) まず、標記情報のうち、特定調査者の氏名及び職は、条例第5条第1号

本文に規定する個人に関する情報（個人識別情報）に該当し、かつ、同号ただし書アからエまでに規定するいずれの情報にも該当しないことから、実施機関が当該情報を非公開としたことは妥当である。

- (イ) 次に、標記情報のうち、本件調査対象者の生活環境等が所定の項目に該当するか否かを実施機関職員が確認したチェック欄については、そのチェック内容が飼い主等の具体的生活環境等に関わるものであることを踏まえると、当該情報は条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報（利益侵害情報）と認められることから、実施機関が当該情報を非公開としたことは妥当である。

イ 条例第5条第5号アに該当すると判断された情報について

標記情報は、本件調査の実施日時にとどまり、前記(1)イのとおり、当該情報が条例第5条第5号アに該当する情報と認めるに足る実施機関の説明がなかったことから、実施機関は当該情報（別表2の項番5の「公開すべき情報」欄に掲げる情報）を公開すべきである。

(3) 改めて決定を行うに当たっての留意点について

当審査会が本件処分に係る行政文書一部公開決定通知書（以下「本件決定通知書」という。）を確認したところ、非公開理由の記載が単なる条文の文言の引用にとどまっており、具体的にどのような理由に基づいて条例第5条第1号本文及び第5号アに規定する情報に該当すると判断したのか並びに引用した条文が非公開箇所はどこに該当するかが示されていないことが認められた。かかる非公開理由は、条例第10条第3項が実施機関に非公開理由の通知義務を課した趣旨（実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、非公開の理由を請求者に知らせることによって、その審査請求に便宜を与えること）に沿わないものであるから、実施機関が改めて諾否の決定を行うに当たっては、条例第10条第3項の上記趣旨を実現するに足る理由を付記すべきである。

(4) 審査請求のその他の主張について

審査請求人は、実施機関が保存期間満了を理由に文書不存在の決定を行ったことについて、当該保存期間が適切ではないとしてその見直しを求めているが、そもそも保存期間の設定は処分（諾否決定）の内容を成すものではない

い以上、かかる主張は処分（諾否決定）に対する不服申立てとは認められないことから、その当否を当審査会が判断する立場にはない。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表 1

項番	公開請求に係る行政文書の内容	特定した行政文書	処分内容
1	R 6 年度（2024 年）特定市特定地区で発生した多頭飼育事例に係る調査記録票、多頭飼養届出書に係る現地調査記録票（の写し）	特定市特定地区で発生した多頭飼育事例に係る調査記録票	一部公開 （条例第 5 条第 1 号本文及び第 5 号ア該当）
2		多頭飼養届出書に係る現地調査記録票	
3	R 2 年度（2020 年）特定市内で発生した猫 32 頭の多頭飼育事例に係る調査記録票、多頭飼養届出書に係る現地調査記録票（の写し）	—	非公開 （文書不存在）

別表 2

文書 番号	項番	公開すべき情報
対象 文書 ①	項番 1	「経緯」に関する記載のうち、上から 23 行目の非公開情報における 14 文字目から 17 文字目
	項番 2	・「相談者」欄の非公開情報のうち、20 文字目から 26 文字目 ・「飼い主情報」に関する記載のうち、上から 2 行目の非公開情報における 1 文字目から 7 文字目 ・「経緯」に関する記載のうち、上から 1 行目の非公開情報における 1 文字目から 18 文字目 ・「経緯」に関する記載のうち、上から 3 行目の非公開情報 ・「経緯」に関する記載のうち、上から 4 行目の非公開情報における 1 文字目から 11 文字目及び 16 文字目から 20 文字目及び 26 文字目から 42 文字目 ・「経緯」に関する記載のうち、上から 5 行目の非公開情報における 1 文字目から 6 文字目及び 16 文字目から 32 文字目 ・「経緯」に関する記載のうち、上から 7 行目の非公開情報における 1 文字目から 13 文字目及び 18 文字目から 30 文字目 ・「経緯」に関する記載のうち、上から 8 行目の非公開情報における 1 文字目から 7 文字目及び 12 文字目から 29 文字目 ・「経緯」に関する記載のうち、上から 12 行目の非公開情報における 1 文字目から 5 文字目 ・「経緯」に関する記載のうち、上から 14 行目の非公開情報 ・「経緯」に関する記載のうち、上から 17 行目から 19 行目の非公開情報 ・「引取手数料について」に関する記載のうち、上から 3 行目の非公開情報における 1 文字目から 11 文字目 ・「引取手数料について」に関する記載のうち、上から 6 行目の非公開情報における 1 文字目から 13 文字目 ・「引取り予定」に関する記載のうち、上から 1 行目の非公開情報における 1 文字目から 16 文字目及び 21 文字目から 33 文字目 ・「引取り予定」に関する記載のうち、上から 2 行目の非公開情報における 1 文字目から 19 文字目及び 24 文字目から 27 文字目 ・「引取り予定」に関する記載のうち、上から 3 行目の非公開情報 ・「引取り実施」に関する記載のうち、上から 1 行目の非公開情報における 1 文字目から 9 文字目 ・「引取り実施」に関する記載のうち、上から 2 行目の非公開情報における 1 文字目から 9 文字目 ・「引取り実施」に関する記載のうち、上から 3 行目の非公開情報における 1 文字目から 10 文字目、14 文字目から 26 文字目

		及び 29 文字目から 36 文字目
	項番 3	・「日時」欄の非公開情報 ・「経緯」に関する記載のうち、上から 13 行目の非公開情報における 1 文字目から 14 文字目 ・「経緯」に関する記載のうち、上から 20 行目の非公開情報 ・「経緯」に関する記載のうち、上から 21 行目の非公開情報における 1 文字目から 13 文字目 ・「経緯」に関する記載のうち、上から 30 行目の非公開情報における 1 文字目から 10 文字目 ・「経緯」に関する記載のうち、上から 31 行目の非公開情報 ・「引取手数料について」の記載に続く非公開情報
	項番 4	2 ページ目下から 9 行目の非公開情報のうち、1 文字目から 14 文字目及び 18 文字目から 25 文字目
対象 文書 ②	項番 5	「調査日時」欄の非公開情報

※上記の表中、文字数の計算（「○文字目」）は、数字については各桁を 1 文字として計算した（例：「2024 年」は 5 文字と計算）。また、句読点及び記号はいずれも 1 文字と数えた。

別表 3

文書 番号	改めて諾否の決定をすべき情報
対象 文書 ①	・「経緯」に関する記載のうち、上から 30 行目の非公開情報における 11 文字目から 39 文字目 ・ 2 ページ目の下から 1 行目から 3 行目の非公開情報

※上記の表中、文字数の計算（「○文字目」）は、数字については各桁を 1 文字として計算した（例：「2024 年」は 5 文字と計算）。また、句読点及び記号はいずれも 1 文字と数えた。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和 7 年 8 月 14 日 (収受)	○ 諮問
令和 8 年 5 月 28 日 (第 268 回第一部会)	○ 審議
令和 8 年 6 月 25 日 (第 269 回第一部会)	○ 審議
令和 8 年 7 月 28 日 (第 270 回第一部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院教授	部 会 員
岩 田 恭 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員
桑 原 勇 進	上 智 大 学 教 授	会長職務代理者 (部会長を兼ねる)
釧 持 麻 衣	関 東 学 院 大 学 准 教 授	部 会 員
田 所 美 佳	弁護士（神奈川県弁護士会）	
田 村 達 久	早 稲 田 大 学 教 授	会 長
前 田 康 行	弁護士（神奈川県弁護士会）	

（令和8年9月10日現在）（五十音順）